

受付日	項目	意見の概要	担当所属	対応・取り組み状況
H28.5.2	通学路歩道への除草剤の散布について	<p>小学校の通学路に生えている雑草へ除草剤を散布しているが、アレルギー性鼻炎やアトピー、化学物質過敏症など、子どもに害があるため止めてほしい。</p>	建設水道課	<p>町において、町道への除草剤の散布は実施しておりませんが、県において管理している道路の路肩などの雑草へ除草剤を散布することがあるようです。</p> <p>なお、県が散布している除草剤は、毒物・劇物に該当しない有害性の低いもので、土に落ちた成分は1時間以内に土の粒子に付着し、微生物の餌となって自然に分解されるとのことです。</p>